

2019年12月に成立・公布の「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律70号。以下、「改正法」という)における会社法の改正事項の1つに、「株主総会資料の電子提供制度」(以下、「本制度」という)の創設がある。本制度の施行日は、その他の改正事項の施行日(改正法附則1本文、2021年3月1日)と異なり、改正法の公布の日から起算して3年6カ月以内とされていた(改正法附則1ただし書き)ところ、2021年12月に、2022年9月1日と正式に定められた令和3年政令334号)。

本制度は、特に、上場会社の株主総会の招集手続を大きく変えるものである。すなわち、本制度を採用するかどうかは、各会社の任意の判断に委ねられるのが原則であるが、「会社法の一

部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律71号。以下、「整備法」という)による改正後の「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「振替法」という)159条の2第1項により、上場会社(振替株式の発行会社)は、同制度の採用が強制される。施行日の時点で上場会社である会社については経過措置が設けられており、施行日から6カ月以内、すなわち、2023年2月28日までに開催される株主総会においては、改正前と同様の招集手続によらなければならぬとされ、同日より後、すなわち、2023年3月1日以後に開催される株主総会においては、株主総会参考書類、議決権行使書面、事業報告、計算書類および連結計算書類(以下、「株主総会参考書類等」という)に係る情報について

「電子提供措置」(後述)をとらなければならないこととなる(整備法10③)。以下では、本制度の概要を説明したうえで、主に、上場会社の多くを占める12月期または3月期決算の上場会社(施行日である2022年9月1日の時点で上場会社である会社に限り)が、2023年3月または6月に開催される定時株主総会において、株主総会参考書類等について電子提供措置をとらなければならないことを念頭に置いて、その1年前である2022年3月または6月に開催される定時株主総会においていかなる対応をとることとなるか、また、2023年3月または6月に開催される定時株主総会に向けていかなる事項を検討しておく必要があるかということを中心に解説する。

第1章

上場会社は強制適用に 株主総会資料の 電子提供制度の概要

【この章のエッセンス】

- 電子提供措置をとるためには、定款の定めが必要である。
- 株主総会参考書類等をウェブサイ

トに掲載するという電子提供措置は、株主総会の開催日の3週間前の日または株主総会の招集通知(アクセス通知)の発送日のいずれか早い日までに実施する。

- 株主総会の開催日の2週間前までに、アクセス通知を株主に対して発送する。
- 株主は、議決権行使基準日までに会社に対して書面交付請求をする

ことにより、電子提供措置事項を記載した書面の交付を受けることができる。

● 株主総会資料の電子提供制度は、上場会社に強制適用されるが、株主総会参考書類等について電子提供措置をとらなければならない株主総会は、2023年3月1日以後に開催される株主総会である一方、株主は、施行日である2022年9月1日から、書面交付請求をすることが出来る。